

# 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに太平洋北部系群並びにまだら本州太平洋北部系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 第1 くろまぐろ（小型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

67.2トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	64.1トン
県留保枠	3.1トン

## 第2 くろまぐろ（大型魚）（令和6年4月～令和7年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

44.4トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	43.3トン
県留保枠	1.1トン

## 第3 まさば及びごまさば太平洋系群（令和6年7月～令和7年6月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まさば及びごまさば漁業	現行水準

第4 ずわいがに太平洋北部系群（令和6年7月～令和7年6月）

1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
ずわいがに漁業	現行水準

第5 まだら本州太平洋北部系群（令和6年7月～令和7年6月）

1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

6,060トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まだら漁業	6,060トンの内数